

国民年金

国民年金保険料の後払い(追納)ができます

国民年金保険料(以下「保険料」)の免除・納付猶予や学生納付特例(以下「免除等」)の承認を受けた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合に比べて、将来受け取る年金額が少なくなります。将来受け取る年金額を補うために、保険料を後から納付(追納)することができます。

●申請方法

「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所に持参または郵送で提出してください。納付書が届きますので期限内に納付してください。

●注意事項

- ・口座振替やクレジットでの納付はできません。
- ・追納ができるのは追納が承認された月の前10年以内の免除等期間です。
- ・免除等が承認された期間のうち、原則古い期間からの納付になります。
- ・免除等を承認された期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。
- ・老齢基礎年金を受給できる方は追納できません。

学生納付特例制度は年度ごとの申請が必要です

現在、学生納付特例の承認を受けていて、令和6年度学生納付特例を希望する方は申請が必要です。令和6年4月以降に日本年金機構から送付される通知に記入して返送または学生証を持参し、年金事務所または役場住民課に申請書を提出してください。

令和6年度分の受付開始は、令和6年4月からです。

岡崎阜南年金事務所 ☎273-6161 / 住民課 ☎388-1115



消防署

外出先で命を守る

羽島郡広域連合消防本部 ☎388-1195

令和6年1月1日、能登半島を中心に巨大地震に見舞われ、尊い命が奪われました。ここ東海地方でも近い将来必ず巨大地震が起こると言われており、その被害は能登半島地震を上回ると予想されています。

今回は、いざという時に災害から大切な命を守るために、外出先で地震に遭遇した際の対処法を紹介します。



<地震の対処法>

外出先では

町の防災行政無線に耳を傾け、落ち着いて避難指示に従いましょう。

建物や塀が倒れてきたり、看板などが落下してくる可能性があるので安全な距離をとりましょう。

スーパーや駅などでは

非常口には人が殺到し、とても危険です。係員や駅員の指示に従い行動しましょう。

駅にいるときは、ホームに転落しないよう柱やベンチにしっかりと掴まりましょう。

エレベーターでは

すぐにすべての階のボタンを押し、止まった階で一刻も早く外に出ましょう。中に閉じ込められてしまった場合は、エレベーター内の非常用呼び出しボタンを使用し、救助を待ってください。

地下街では

60メートル間隔に非常口が設けられているので、焦らずに場所を確認してから避難してください。もし非常口が混んでいたら、隣の非常口を利用しましょう。